

H30.8.8

【説明資料】

国家戦略特区ワーキンググループヒアリング資料

グローバル農業の戦略拠点の形成に向けて

～平成28年熊本地震からの復旧・復興と、

世界とつながり、世界と戦えるくまもと農業の実現へ～

“森林の担い手への集約”と、

“新たな担い手参入”の加速化・実現に向けて

熊本県



グローバル農業の戦略拠点の形成に向けて

現状・課題

●熊本地震による影響① ～農業への被害～

- 農林水産関係の被害状況
- ・1,826億円(H30.3.13時点)
 - ・うち農業:1,353億円
 - ・過去最大の被害額

●熊本地震による影響② ～労働力不足の深刻化～

- 県内人口の推移
- ・約179万人(H29.1.1時点)
 - ・前年から1.3万人減少
 - ・平成に入って過去最大の減少数
- 県内有効求人倍率の推移
- ・有効求人倍率:1.81倍(H30.6時点)
 - ・過去最高値を更新

●外国人雇用状況

- 外国人雇用者数の推移
- ・29年度:7,743人
 - ・うち農林業:2,384人
 - ・年々増加し、農林業の割合は、全体の3割と非常に高い。
- 外国人技能実習生の受入状況
- ・施設園芸(トマト、なす、いちご等)が盛んな地域(八代、玉名、阿蘇)を中心に、受け入れ。

●県農業産出額

- ・29年度(県推計):3,498億円
- ・震災を受けても増加(8年連続)

●県産農林水産物の輸出額

- ・29年度:53.9億円
- ・うち農畜産物:9億円
- ・過去最高を更新

●海外からの農業研修等の受入

- ・平成27年度以降、海外(※)からの農業研修が増加
- ※バリ、タイ、ベトナム、ミャンマー、ネパール、モンタナ

創造的復興の展開

震災復興を進める熊本県において、『グローバルな農業相互支援及び高度外国人材の育成に係る』熊本型特区』スキームの構築』を中核に、戦略的な輸出や食と農を通じたインバウンド・アウトバウンドの推進、革新的な技術の開発・導入等を世界的視点から一体的に推進し、震災を乗り越え、農業の成長産業化、国際競争力の強化を実現し、グローバル農業の戦略拠点を形成する。

(1) 震災復興にもつながる外国人材の受入・育成体制の整備

熊本県がこれまで培ってきた海外との技術交流や多様な農業人材(国内外)の育成方法を活用し、雇い手・働き手両者がWIN-WINの関係となる「しくみ」を新たに構築する。

【取り組む主な規制改革メニュー】

- ①農業支援活動を行う外国人材の受入れ
- ②震災復興を含む農業相互支援及び高度な技術習得を目指す農業外国人材の受入れのための在留資格の見直し **(新)**

震災復興に向けた農業人材の受入・育成に係る『熊本型特区』スキームの構築

中核

(2) 戦略的な輸出・インバウンド推進と新たな産業の創出

年間を通じて多彩な農畜産物が生産されるという強みを活かし、外国人材との連携や誘客等により新たなマーケット開拓や食や農に関する新たな産業の創出等を図る。

【取り組む主な規制改革メニュー】

- ①ハラール食肉生産活動に係る出入国管理及び難民認定法の特例 **(新)**
- ②海外輸出用農産品のGI登録規制緩和 **(新)**
- ③クールジャパン外国人材の受入れ促進
- ④農家レストランの農用地区域内設置の容認
- ⑤滞在施設の旅館業法の適用除外
- ⑥農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解除



(3) 農業技術イノベーションの促進

県農業研究センターやフードパレーアグリビジネスセンター等を中心に、ICT等を活用した新技術の開発・研究を行う。

【取り組む主な規制改革メニュー】

- ①農道・公道における農業機械の自動(無人)走行の特例(広域農場の取組推進) **(新)**

一体的に推進

- ◆競争力の高い農畜産物 ⇒ 国内外へ拡大
- ◆外国人材の育成 ⇒ 母国での活躍とアウトバウンド支援



関連規制改革メニュー

外国人材の生活支援 **(新)**

- ①農業外国人材に対する公営住宅の利用に係る入居者資格要件緩和
- ②農業外国人材に対する年金の学生納付特例制度(負担猶予)対象者拡充
- ③自家用自動車の活用拡大による送迎体制の整備
- ④外国の運転免許証から日本の運転免許証への切り替えに係る手続きの簡素化

シルバー人材の活躍

- ①農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化

地域資源の活用 <鳥獣被害対策、ジビエの利活用等>

- ①有害鳥獣捕獲許可権限の市町村への移管

外国人留学生の県内起業促進 (H29.5.22国家戦略特区提案) **(新)**

- ①外国人が本邦において事業の経営を行うため「経営・管理」の在留資格の要件緩和
- ②民設のインキュベーション施設入居資格の要件緩和

森林の集約化と新規参入の加速化 **(新)**

- ①新規参入促進のための「認定事業主」認定要件の緩和
- ②森林版中間管理機構の設置し、「森の担い手」への経営委託・所有権移転・利用権設定等対応手法の緩和
- ③課税台帳情報提供の要件緩和及び強制登記
- ④森林所有者の責務の明確化

目指す姿

平成28年熊本地震からの復旧・復興と、世界とつながり、世界と戦えるくまもと農業の実現

(1) 震災復興を進める熊本から始める「グローバルな農業相互支援及び高度外国人材」の育成体制の整備
～震災復興にもつながる外国人材の受入・育成体制の整備＜概念＞～

国際協力としての技術輸出 ⇒ 母国での活躍拡大 ⇒ 海外との強いつながり ⇒ 輸出拡大

高度農業技術

農作物の加工等
6次産業化



ICT環境制御



高性能機械



収穫量測定システム付
コンバインの導入

石油代替木
材燃料利用

マルチ栽培

光センサー選別・
パッケージセンター

汎用型
農地改良

高度な
農業人材
として活躍

多様な業務・研修
経験者

農業外国人材

海外技術交流

バリ州



農畜産業における技術交流に
関する合意書締結 (H30.2.5)

モンタナ州

ベトナム

ミャンマー

ネパール

タイ



若手農業者視察受入

災害対応技術

地震



復旧前

創造的復旧・復興後



噴火



除灰機の導入

豪雨・濁流

干ばつ

台風

高潮（塩害）

研修受入体制（コンソーシアム）

農研

熊大・東海大・県立大

農大

農業アカデミー
農業経営塾
就農支援講座

項目		国の制度		熊本県の提案		
		【外国人技能実習制度】	【特区：農業支援外国人受入事業】	「熊本型特区」としての規制改革提案内容	特区でしかできない事項	熊本県での効果
(ア) 目的		・国際貢献のため、発展途上国等の外国人を日本の生産現場で受け入れ、技能を移転する制度として創設 ・技能や知識の習得を目的とする外国人実習生を受け入れる制度	・特区において農業支援活動を行う外国人に限り、入管法の特例を措置 ・本事業で入国する場合に限り、農業支援活動を在留資格「特定活動」とする	★「グローバルな農業相互支援及び高度外国人材育成事業」を特区事業として創設（提案） ・震災復興支援を行う外国人材を『熊本型特区事業』の対象者として、期間限定で入国を認める。 ↓（変更） ・世界的に農業技術交流を進める地域において、農業の成長支援と災害対応を含めた高度な農業技術習得等を行う外国人材に限り、入管法の特例を措置（本活動で入国する場合は、在留資格「特定活動」とする）	・農業の成長支援を行う中での高度な能力を持った外国人材を育成できる	
(イ) 外国人材の要件		・年齢が18歳以上 ・技能実習を行おうとする者 ・帰国後、修得した技能を要する業務に従事する予定 ・同種の業務に2カ月以上の従事経験を有する	[一定水準以上の技能を有する者] ・年齢が満18歳以上 ・1年以上の農作業経験、かつ農業支援に必要な知識及び技能を有する者（技能実習2号以上又は試験合格者） ・農業支援に必要な日本語能力を有する者	★特区での規制緩和提案 [一定水準以上の技術を有し、かつ高度な農業技術等習得をめざす者] ・年齢が満18歳以上 ・6カ月以上の農作業経験、かつ日本語能力を有する者 ・震災復興支援を行う者 ↓（変更） ・農業災害対応を含む高度な技術習得をめざす者	・高度な技術習得を目指し働くものに在留資格が与えられる ・主な要件として農作業経験期間を6か月以上の規定（一定の経験があることと目指す姿を重視）	
(ウ) 雇用関係	a 雇用機関	・農業経営体等（農業者が基本、JAも条件次第で可能） ・周年同一経営体で雇用	・派遣事業者（特定機関として認められた者）	・派遣事業者（特定機関として認められた者）	—	○外国人材の技能向上がなされる（短期間で高度な技術習得人材を育成） ↓ ・母国での農業振興につながる ⇒海外からの信頼向上（外国人材から熊本が選ばれ、人材が集まる） ・熊本農業の創造的復興が進む ⇒熊本農業の更なる成長につながる（産出額増、輸出拡大等） ・グローバル化が進む中、将来的には外国人材との共同経営へ発展 ⇒日本農業を牽引する
	b 雇用期間	・3年を基本、優良団体等は最長5年	・通算で最長3年、途中出入国可	・2年を基本、最長3年	—	
	c 作業場所	・農業経営体等のほ場等	・派遣先の農業経営体のほ場等	・派遣先の農業経営体等のほ場等	—	
	d 対象農作業	・雇用農業経営体等が行う農作業が過半以上	・派遣先農業経営体が行う農作業等	・派遣先農業経営体が行う農作業等（災害復興農作業、JA等の選果場業務の関連作業を含む）	・多種多様な業務を幅広く経験でき、広範な能力（災害対応技術含む）を深めることができる	
	e 支払賃金	・日本人と同等以上（実習生として）	・日本人と同等以上（同様の農作業として）	・日本人と同等以上（同様の農作業として）	—	
(エ) 雇用関係＋人材育成支援＋生活支援					・外国人材に対する雇用環境等の抜本的な改革⇒雇い手と働き手両者がWIN－WINの関係づくり	
(オ) 人材育成支援	a 研修内容	・入国後2か月間、日本語や労働関係法令等の講習実施	[特定機関で、派遣前に実施] ・農業や機械に関する基礎知識研修 ・日常生活や農業に必要な日本語研修 ・在留上理解すべき法令の説明	[農業大学校を中心に実施] ・日本語講座 ・農業機械技術習得 ・最先端技術研修 ・加工、販売、観光農園研修等	・特定期間での研修に加え、県独自の研修を実施（豊富なカリキュラム）	
	b 県の役割	・所管省庁とともに、「地域協議会」を設置し、指導監督・連携体制を構築 ・JAが事業実施者となる場合は、県が事務局となる「第三者管理協議会」を設置し、助言、現地確認等を実施	・「適正受入れ管理協議会」の事務局として、監視、苦情相談対応	・「適正受入れ管理協議会」の事務局として、監視、苦情相談対応 ・特定機関を通じた、多様な研修の実施	・多様な研修を県が全面的に支援	
	c 期間終了後の資格	・技能実習3年修了時、技能検定3級試験合格を目標 ・技能実習5年修了後、技能検定2級試験合格を目標	(特に規定なし)	★特区での規制改革提案 ・2年実施で、技能検定3級合格と同等とする	・外国人材が技能資格を持てる	
(カ) 生活支援			(特に規定なし)	★特区での規制緩和提案 ・公営住宅の利用要件の緩和 ・年金納付猶予 ・自家用車送迎体制の緩和 ・運転免許証の手続き簡素化	・多方面の生活支援が受けられる	

(JA等の選果場業務について)

・JA等の選果場業務は、生産現場における業務とは異なるとして、特区制度の対象業務から除外されている。
・しかし、選果場業務は、従来生産者が行っていたものを集約化・効率化したもので生産活動と一体のものである。
・また、生産物の価格・品質を決める重要な作業であり、技能を必要とする業務である。

1 ハラールに係る基本的事項

○ムスリムとは

- ・世界三大宗教の一つイスラームの信者
- ・唯一絶対の神を信仰し、神が人々に下したとされるイスラーム法に従う

○ハラールとは

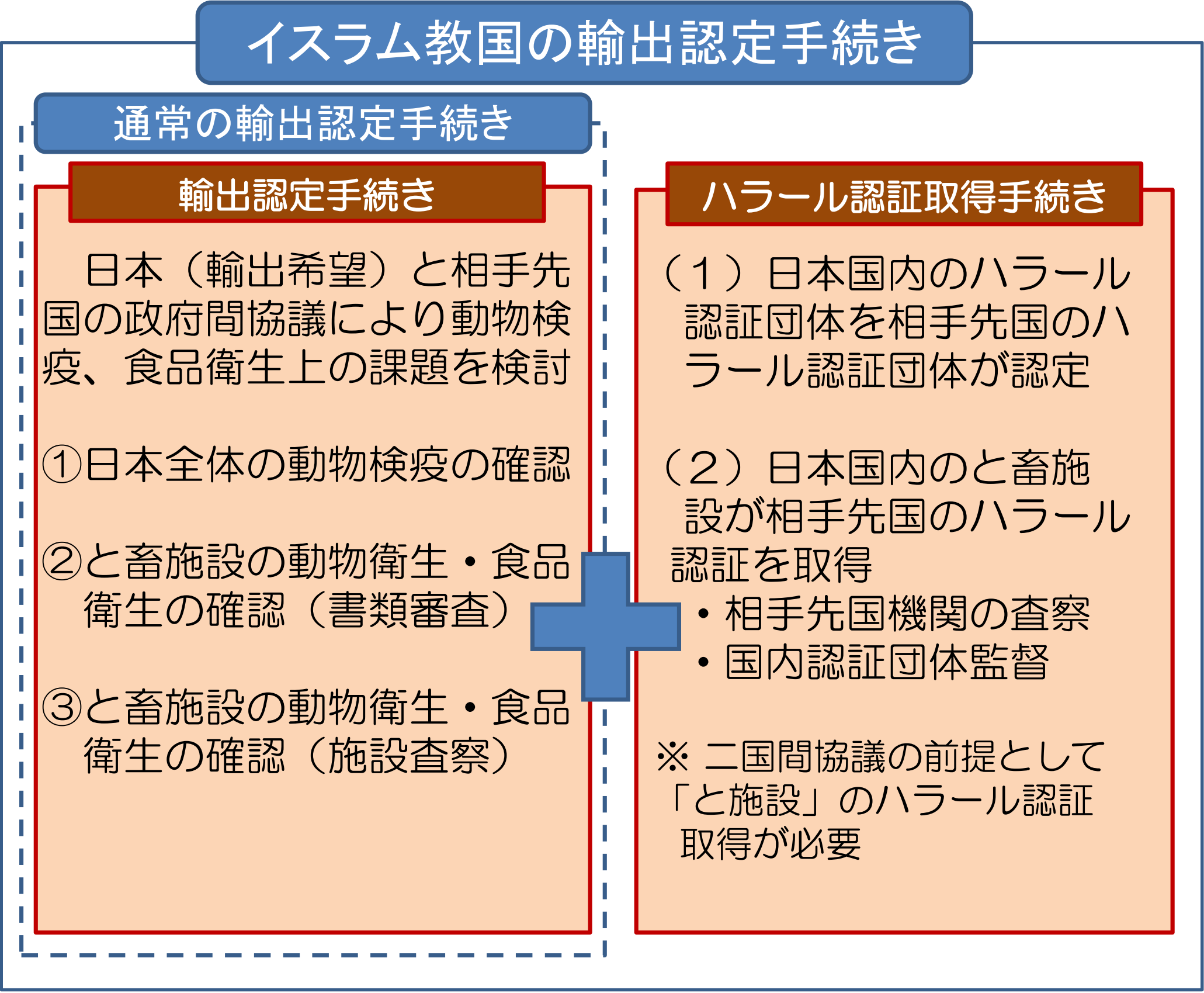
- ・イスラーム法によって「許されたもの」を意味する
- ・一方、「禁止されるものまたは行為」はハラームと言われ、豚(あらゆる部位)・アルコール飲料・豚以外の動物由来食材(イスラームのと畜法に依らずにと畜されたあらゆる動物の肉、動物の血液、死肉)が挙げられる。

○ハラールの特徴

- ・ハラールの規定は、基本的には、法律ではなく、宗教上の規定。
- ・詳細な内容は、国や地域によって異なる。

○ハラール認証とは

- ・対象となる商品・サービスがイスラーム法に則って生産・提供されたものであることをハラール認証機関が監査し、一定の基準を満たしていると認めること。
- ・どこの国でも通用するハラール認証はない。
- ・国際ハラール、国内ハラール(輸出不可)がある。
- ・輸出先国の認証機関に「公認」された国内認証機関からハラール認証を取得した食品であれば、輸出先国でも認証のあるハラール食品として認知される。



2 本県のハラール認証状況等

		牛肉					鶏肉(天草大王)
		インドネシア	マレーシア	UAE (アラブ首長国連邦)	バーレーン	カタール	国内向け
(ア)ハラール認証機関		MPJA (一般社団法人ムスリム・プロ フェッショナル・ジャパン協会) ※インドネシアの宗教機関MUI (ウラマー評議会)の後任を受け ている。	MPJA (一般社団法人ムスリム・プロ フェッショナル・ジャパン協会) ※マレーシア政府機関による認 定機関JAKIM(マレーシアイスラ ム開発局)の公認を受けている。	宗教法人日本イスラーム文化センター ※アラブ首長国連邦政府の認証機関ESMA(連邦基準化計測庁)の公認を受けている。			NAHA (NPO法人日本アジアハラール協会)
(イ)スローターマンの要件		・18 歳以上の健康なムスリム ・MUI の発行する「と畜のライセン ス」を保有している ・インドネシア人であること(※) ※本県の認定時には、必須条件 として示された。	・成人であり分別をもつムスリム であること ・ハラールに関して十分な理解が あること ・JAKIMが総合認証しているMP JAが認めた者	・と畜者はムスリムでなければならない ※と畜は、Dakah のルールを熟知した分別があり正当なムスリムの監督の下で行われなければならない。			
(ウ) 本県の取組状況 (H30.3時点)	a ハラール認定を受けた食肉処理施設 (認定ハラール事業所)	ゼンカイミート株式会社 (球磨郡錦町)	同左	同左	同左	同左	農事組合法人天草大王生産販売組合 (天草市)
	b 輸出認定時期	H26.12	H29.11	H30.3	H30.3	H30.3	—
	c スローターマンの雇用状況	【雇用者①】 国籍: インドネシア 雇用期間: H26.11月～H31.7月 【雇用者②】 国籍: インドネシア 雇用期間: H26.11月～H31.7月 ※農林水産省生産局長公告にも基づく特別許可のもと入国。					【雇用者】 国籍: インドネシア 雇用期間: H28.4～ ※男性、42歳、日本人を配偶者にもつ ※在留資格は、「永住権」
	d スローターマンの業務内容	・国により差異があるが、主に2つの役割がある。 ①イスラム法に則り、祈りを捧げ、特定の位置で気管・血管・食道をナイフで切断、放血させることによりと畜を行う ②一連の作業が定めに従い実施されたことを確認する					・イスラム法に則り、祈りを捧げ、首をナイフで 切り、放血させることによりと畜を行う

ハラール食肉生産活動に係るスローターマン(イスラム教徒のと畜人)の確保に関する規制改革提案の詳細検討資料

平成30年1月31日のWGヒアリングを踏まえて

H30.8熊本県農林水産部

項目		国の制度	熊本県の提案			
			特区としての規制改革提案内容	特区でしかできない事項	熊本県での効果	全国展開時の効果
(ア)概要		・ハラール牛肉の生産活動におけるスローターマンは、入管法における在留資格として規定されていない。 ・特別許可として、農林水産省生産局長公告(※)に基づき入国できる。 ・事業者には、ハードルの高い事業計画の達成やスローターマンの就労を担保するための様々な事務要件が課されている。 ※平成26年7月28日付け農林水産省生産局長公告「外国人を受け入れて行うハラール牛肉生産に係る基本的事項の公表について」 国内においてハラール牛肉生産活動を行う者が十分に確保できるまでの間、入管法第12条第1項第3号の特別に上陸を許可すべき事項の有無を検討に寄与するとともに、イスラム圏への牛肉輸出及び日本国内での牛肉消費拡大を図るため、外国人を受け入れて行うハラール牛肉生産に係る基本的事項を定めたもの。	・特区に限り、<u>ハラール食肉生産(と畜及びカット)</u>を行う「スローターマン」を入管法における入国・就労可能(<u>在留資格「特定活動」に位置づけ</u>)とする。	・在留資格として位置づけられることで、ハラール食肉(牛肉・鶏肉等)の生産活動に欠かせない人材を安定的に確保できる。	・ハラール食肉の生産活動に欠かせない人材を安定的に確保できる。 ・新規参入しやすくなる。 ↓ ・国産畜産物のイスラム圏への輸出拡大戦略 ・国内需要(インバウンドが安心して食べられる食材提供)への対応 ・国際スポーツ大会等での国産畜産物の供給と美味しさのPR ↓ 経済の活性化	・輸出拡大、インバウンド促進 ↓ ・日本農業の成長加速 ↓ ・日本経済の活性化
(イ)外国人作業員(スローターマン)の要件		★特別許可の要件 ・ハラール認定機関から、と畜作業を含むハラール牛肉の生産工程の管理を行う際に必要な知識及び技能を習得しているイスラム教徒である旨の推薦を得ていること。 ・ハラール牛肉生産活動に従事する意思を有すること ・ハラール牛肉生産活動への従事を開始する時点で満18歳以上であること。	★特区での在留資格「特定活動」の要件 ・ハラール認定機関から、と畜作業を含む<u>ハラール食肉</u>の生産工程の管理を行う際に必要な知識及び技能を習得しているイスラム教徒である旨の推薦を得ていること。 ・ハラール食肉生産活動に従事する意思を有すること ・ハラール食肉生産活動への従事を開始する時点で満18歳以上であること。			
(ウ)事業所(食肉処理施設)の主な要件		★特別許可の要件 ・ハラール認証機関から、ハラール牛肉の生産することができる施設とて認証を受けていること。 ・公告第3の3により、管轄地方農政局長から事業計画(※)の認定を受けた公私の機関であること。 ※主な認定要件 ⇒<u>実現が極めて困難な条件</u> ⇒<u>事業継続が困難</u> ・事業計画の開始から1年以内に、当該施設で生産される牛肉の概ね全量がハラール牛肉になると認められること。 ・事業計画の開始から1年以内に、ハラール事業所で生産されたハラール牛肉の概ね過半がイスラム圏に輸出され、又は主にイスラム教徒を対象とする国内の商店及び飲食店等へ出荷されること。 ・事業計画の期間が終了する(認定から5年間)までに、ハラール事業所で生産されたハラール牛肉の概ね全量がイスラム圏に輸出され、又は主にイスラム教徒を対象とする国内の商店及び飲食店等へ出荷されること。	★特区での在留資格「特定活動」の要件 ・ハラール認証機関から、<u>ハラール食肉</u>の生産することができる施設とて認証を受けていること。 ・当該施設で生産される食肉の概ね全量がハラール食肉になると認められること。 ・生産されたハラール食肉が定期的に、イスラム圏に輸出され、又は主にイスラム教徒を対象とする国内の商店及び飲食店等へ出荷されること。	・特別許可期間終了後も、スローターマンを確保できる。(ハラール食肉生産活動が維持できる。) ・ハラール牛肉のみならず、ハラール鶏肉等の含めた「ハラール食肉」の生産・販売ができる。	・長期的、戦略的な視点で経営が実現できる。 ・新規参入しやすくなる。	
(エ)雇用関係	a 雇用機関・体系	・ハラール認定を受けた食肉処理施設(認定ハラール事業所) ・周年雇用	・ハラール認定を受けた食肉処理施設(認定ハラール事業所) ・周年雇用	—	—	
	b 雇用期間	・事業計画の期間内(5年以内)	・5年	・安定した雇用が確保できる。	—	
	c 対象農作業	・ハラール牛肉生産活動(イスラム教徒であることを要する業務)	・<u>ハラール食肉</u>生産活動(イスラム教徒であることを要する業務)	・現在、と畜のみに限定されている作業にカット作業が加わることで、事業者の費用負担の軽減と人材の有効活用を図ることができる。	・認定ハラール事業所の経営安定を通じた、輸出取組の拡大に資する。	
	d 作業場所	・ハラール認定を受けた食肉処理施設(認定ハラール事業所)	・ハラール認定を受けた食肉処理施設(認定ハラール事業所)			
	e 支払賃金	・日本人と同等以上	・日本人と同等以上	—	—	
(オ)定期確認		★特別許可の要件 ・管轄地方農政局長は、少なくとも1年に1回以上、認定ハラール事業所に対し、事業計画の実施や労働条件の確保などの状況について確認を行うとともに、地方入国管理局長に報告する。 ・認定ハラール事業所は、定期確認が行われる際には、直近1年間のハラール牛肉の販売に係る財務書類を作成し、<u>公認会計士の確認を経た上で</u>管轄地方農政局長に報告するものとする。 ⇒<u>事業者には大きな事務及び経費負担が発生。</u>	★特区での在留資格「特定活動」の要件 ・管轄地方農政局長は、<u>1年に1回</u>、認定ハラール事業所に対し、ハラール食肉生産活動の実施や労働条件の確保などの状況について確認を行うとともに、地方入国管理局長に報告する。 ・認定ハラール事業所は、定期確認が行われる際には、直近1年間のハラール牛肉の販売に係る財務書類を作成し、管轄地方農政局長に報告するものとする。	・事務手続きの簡素化で、事業所の負担軽減が図られ、事業の継続が可能となる。	・新規参入しやすくなる。 ・長期的、戦略的な視点で経営が実現できる。	

森林の担い手への集約と新たな担い手の参入の加速化・実現に関する規制改革提案の詳細検討資料

平成30年1月31日のWGヒアリングを踏まえて H30.8熊本県農林水産部

項目		国の制度 【新たな森林管理システム】	熊本県の提案			
			特区としての規制改革提案内容	特区でしかできない事項	熊本県での効果	全国展開時の効果
森林集約関係	(ア) 中間管理機構の設置	・県段階の組織は無い ・機構の名称は無い ・市町村を森林バンクと位置づけ ・県の役割は受託経営者の募集・公表	・県段階に森林中間管理機構を設置 ・管理を受託し、担い手への委託可能に ・所有権を取得し、担い手への売渡可能に ・所有者不明森林の利用権設定が可能に	・県段階の組織による広域的な森林の集約化及び所有権移転のあっせん	・ワンストップで調整することで、担い手からのアプローチ増加 ・広範囲から見た森林の集約化調整が可能に ・市町村毎の取り組みの濃淡が無くなり、全域で集約化が加速	・全国でも中間管理機構が設置され、森林の集約が加速化・拡大
	(イ) 管理委託	・市町村が管理を受託し、能力ある者に委託 ・県は市町村事務の代行可能 ・経営に適さない森林は市町村が自ら管理 ・農地を貸した農家等へ機構集積協力金と同様の制度は無い	(左記に加えて) ・市町村の事務代行は、中間管理機構でも可能	・森林中間管理機構による県域を対象とした一元管理が可能	・市町村毎の取り組みの濃淡が無くなり、全域で集約化が加速	・県と同じ効果が全国的に広がる
	(ウ) 利用権等設定 (所有者不明対策含む)	・管理委託に際し市町村は、立木の伐採・処分権又は林地の使用収益権を設定 ・所有者が一部不確知の場合、確知者の全員同意と市町村の公告を経て、権利の設定が可能 ・所有者不明の場合は、県知事による裁定を経て権利設定が可能	・所有者が一部不確知の場合、事実上の管理者の判断で自治体等による利用権設定や管理委託が可能 ・所有者不明の場合は、自治体による公示を経て自治体等による利用権設定が可能	・所有者の一部が不確知の場合、事実上の管理者の判断で利用権設定・集約が可能 (国の制度では確知者全員の同意が必要で、事実上進まない可能性がある) ・所有者不明の場合、自治体による公示のみで利用権設定・集約が可能 (国の制度では県の裁定が必要で、事実上進まない可能性がある)	・手続きの簡素化で、多くの所有者不明森林が担い手へ集約される	・県と同じ効果が全国的に広がる
所有者不明森林	(エ) 所有者情報の提供	・固定資産課税台帳の情報はH24年4月以降の新たな所有者分のみ提供可能	・固定資産課税台帳の森林所有者情報は、全ての関係自治体に提供可能	・事実上の森林の所有者が判明し、集約化の働きかけが可能となる	・所有者が特定され、集約化の働きかけが強化でき、集約が進む	・県と同じ効果が全国的に広がる
	(オ) 登記		・全ての所有者に相続登記を義務化	・所有者不明の森林がなくなる	・所有者が特定され、集約化の働きかけが強化でき、集約が進む	・県と同じ効果が全国的に広がる
新規参入	(カ) 認定事業主の要件	【森林労働力の確保促進法の運用】 ・既に森林施業等を行っている事業体に限定	・新規参入し、森林施業を行おうとする者も、計画をもって、認定事業主への認定が可能	・新規参入をしようとするものが、参入時点から認定事業主となれる	・認定事業主の要件緩和により、参入時点からメリットが受けられることで、民間等新規参入が増加 ・担い手の増加で、森林の集約が進み、また森林の価値も高まる	・県と同じ効果が全国的に広がる